八　第十九条の四第一項の規定による就労資格証明書の交付（外交及び短期滞在の在留資格をもつて在留する者に係るものを除く。）の申請書の提出

九　第二十条第一項の規定による在留資格の変更（法別表第一の上欄の在留資格（外交及び短期滞在の在留資格を除く。）への変更を受けようとする者に係るものに限る。）の申請書の提出

十　第二十一条第一項の規定による在留期間の更新（法別表第一の上欄の在留資格（外交及び短期滞在の在留資格を除く。）をもつて在留する者に係るものに限る。）の申請書の提出

十一　第二十四条第一項の規定による在留資格の取得（法別表第一の上欄の在留資格（外交及び短期滞在の在留資格を除く。）を取得しようとする者に係るものに限る。）の申請書の提出

十二　第二十九条第一項の規定による再入国の許可（法別表第一の上欄の在留資格（外交及び短期滞在の在留資格を除く。）をもつて在留する者に係るものに限る。）の申請書の提出（第九号から第十一号に規定する申請書の提出と同時にする場合に限る。）

十三　［略］

十四　［略］

2　電子情報処理組織を使用して前項第一号から第五号まで、第十三号及び第十四号に掲げる申請等を行おうとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項及びその他参考となるべき事項をあらかじめ出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

一　［略］

二　前項第二号、第三号、第五号、第十三号又は第十四号に掲げる申請等を行おうとする者　氏名及び住所（法人にあつては、その名称並びに申請等の事務を取り扱おうとする事務所の所在地及び責任者の氏名）

［号を加える。］

七　第二十一条第一項の規定による在留期間の更新（法別表第一の上欄の在留資格（外交、特定技能及び短期滞在の在留資格を除く。）をもつて在留する者に係るものに限る。）の申請書の提出

［号を加える。］

八　第二十九条第一項の規定による再入国の許可（法別表第一の上欄の在留資格（外交、特定技能及び短期滞在の在留資格を除く。）をもつて在留する者に係るものに限る。）の申請書の提出（前号に規定する申請書の提出と同時にする場合に限る。）

九　［同上］

十　［同上］

2　電子情報処理組織を使用して前項第一号から第五号まで、第九号及び第十号に掲げる申請等を行おうとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項及びその他参考となるべき事項をあらかじめ出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

一　［同上］

二　前項第二号、第三号、第五号、第九号又は第十号に掲げる申請等を行おうとする者　氏名及び住所（法人にあつては、その名称並びに申請等の事務を取り扱おうとする事務所の所在地及び責任者の氏名）

3　電子情報処理組織を使用して第一項第六号の申請を当該外国人に代わつて行うことができる者は、当該外国人が本邦において行おうとする別表第四の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者（当該外国人を受け入れようとする機関の職員に限る。）とする。

4　電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第十二号までに掲げる申請書の提出を行うことができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　第一項第六号から第十二号までに掲げる申請書の提出については、前項若しくは次号に掲げる機関から依頼を受けた弁護士若しくは行政書士で所属する弁護士会若しくは行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの又は同項若しくは同号に掲げる機関から依頼を受けた公益法人の職員若しくは登録支援機関の職員で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものであつて、次に掲げる外国人のうち地方出入国在留管理局長が相当と認めるもの又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつてするもの。

イ　当該機関に受け入れられている者又は受け入れられようとする者（第一項第六号、第七号及び第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出を行う場合にあつては、法別表第一の上欄の在

［項を加える。］

3　電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第八号までに掲げる申請書の提出を行うことができる者は、外国人を受け入れる機関（監理団体（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第二条第十項に規定する監理団体をいう。）を含み、団体監理型実習実施者（同条第八項に規定する団体監理型実習実施者をいう。）を除く。）の職員又は当該機関から依頼を受けた弁護士若しくは行政書士で所属する弁護士会若しくは行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出た者であつて、次に掲げる外国人のうち地方出入国在留管理局長が相当と認めるもの又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつてするものに限る。

一　当該機関に受け入れられている者（法別表第一の上欄の在留資格（外交、特定技能及び短期滞在の在留資格を除く。）をもつて在留する者に限る。）